

公益財団法人 公益法人協会 第40回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成29年6月9日(金) 16時～18時20分
- 2 開催された場所 如水会館 1階「コンファレンスルーム」
- 3 理事総数及び定足数
総数 14名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(出席) 太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、時枝孝子(雨宮孝子)、浦上節子、片山正夫、岸本幸子、高宮洋一、田中 皓、橋本大二郎、早瀬 昇、山岡義典
注) 雨宮理事は第6号議案説明中に退席、第6号議案以降の決議に加わらず。
(欠席) 福原義春、堀田 力
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子

5 議 題

決議事項 (承認事項)

- 第1号議案「平成28年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)
- 第2号議案「平成28年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)
- 第3号議案「特定費用準備資金の新たな対応」の件(決議事項)
- 第4号議案「『定時評議員会に提出する役員等候補者名簿』の承認」の件(承認事項)
- 第5号議案「『平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金』追加配分の承認」の件(承認事項)
- 第6号議案「個人情報保護法完全施行に係る関係規程等の改定」の件(決議事項)
- 第7号議案「定時評議員会に提出する『役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程』の改定案の承認」の件(承認事項)
- 第8号議案「定時評議員会の目的事項の変更」の件(決議事項)

報告事項

- ① 「公益目的事業に係る変更認定・変更届出に関する要望書」
- ② 「休眠預金活用制度」への対応
- ③ 「資産運用アンケート」結果の意見等
- ④ 平成29年度 内閣府委託相談会事業の落札
- ⑤ 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況
- ⑥ 第8回東アジア市民社会フォーラム
- ⑦ 「ドイツの企業財団と信託」セミナー
- ⑧ その他報告

6 議事の経過及びその結果

- (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○承認事項（決議事項）

第1号議案「平成28年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成28年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。初めに理事長より第1号議案について、平成28年度事業計画にある5つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があった。

[事業報告]

<基本方針1> 普及啓発事業

- 1) 国内外の非営利組織との連携による事業の一層の拡充を図る。
- 2) 引き続き非営利組織の運営（機関、会計、税務、人事・総務）についてタイムリーな書籍の出版を行う。
- 3) 非営利組織の検索及び情報提供サイトとしてのNOPODASの一層の拡充を図る。
- 4) その他、大学生による夏季インターンシップの対象校拡大、オープンカレッジへのテーマ採択、推進及びメディア懇談会の開催を企画する。

(結果) 国内外連携事業は成果を挙げた。10月に開催したJWL I 2016 東京サミット「女性がリードする社会変革を」は主催者である米国フィッシュ・ファミリー財団の日本側オーガナイザーとして、また、11月の東アジア市民社会第7回フォーラム東京大会「市民社会とソーシャルイノベーション」では日本側主催団体としてそれぞれ成功を収めた他、平成28年熊本地震に関しては草の根支援組織応援基金を募集、現地で支援活動を行う17団体に851万円余の配分助成を行った。

<基本方針2> 能力開発・支援事業

- 1) 相談機能の一層の充実を図る。
- 2) 引き続きニーズの多い各種テーマによるセミナーの開催、少人数のピア・ラーニング方式による研修などを企画する。
- 3) 啓発記事と解説記事のバランスを考慮しつつ機関誌発行を心掛ける。
- 4) 「情報公開共同サイト」については、(一財)非営利組織評価センターとの協力等により、新たな利用法人の開拓を図る。

(結果) 地方相談室は28年度から、大阪に続く第二、第三の窓口開設が進行中である。札幌、福岡、名古屋等で相談室開設に向けて地元の専門職と提携を検討、うち札幌は開設が決定し、西日本では松山で年度内に態勢が整う。いずれも社会福祉法人を含む相談に対応可能である。セミナーは年間で計151回開催したが、これは営業日数を考えると2日に

1回以上の回数になる。28年度は初めて、社会福祉法人を対象としたセミナーを開催した。月刊誌では新企画として実務者の利便を図る「運営カレンダー」、普及啓発のための「日本のフィランソロピーを探る」の連載を開始した。

<基本方針3> 調査研究事業

- 1) 台頭する社会的企業について、主として法制・税制面から学識経験者による研究調査委員会の立ち上げの可能性に関する調査を行う。
- 2) 非営利法人判例等研究会を引き続き定期開催する。
- 3) 英米の非営利組織に対する遺贈等資産寄附に関し、税制及びその実情について外部専門家等と共同して調査を進める。

(結果) 28年度は秋に「社会的企業研究会」準備委員会を立ち上げ、29年度は正式委員会として軌道に乗せることとした。非営利法人に関する判例等研究会は2年目に入り、順調に継続している。一方、英米の資産税制に関する研究はある大学に依頼したが、未達に終わった。

<基本方針4> 提言事業

- 1) 新公益法人制度において、収支相償規制及び事業変更手続など運用面又は制度的に見直しを要する事項について引き続き要望活動を継続する。
- 2) 国会提出も現実化してきた公益信託法改正について、適時に要望活動を継続する。
- 3) 平成29年度税制改正について、引き続き提言する。特に資産寄附税制については他の非営利組織との共同提案も考慮する。
- 4) 調査研究事業や提言事業に関連し、専門委員会での事前検討やフィードバックを企画する。

(結果) 内閣府が公表した「変更認定・変更届出ガイド」に対して意見書を提出した他。(一財)かわさき市民しきんの公益認定申請に対して不認定とした、神奈川県公益認定等審議会には、日本NPOセンター、助成財団センターなど3団体と連名で意見書を提出した。また、公益信託法の改正に関する、法務省法制審議会信託法部会へは臨時委員である平川監事他が出席して意見を開陳した。税制改正要望に関しては、現物寄附の手続に関して一つ成果を得た。

<基本方針5> 法人管理

- 1) 引き続き会員増強を図るが、一般法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人などにも魅力ある会員サービスを企画する。
- 2) 財務体質を改善するため、中計に基づき平成26年度より10年間で純資産1億円達成に向けて、努力する。

(結果) 会員数は残念ながら3年ぶりに純減となった。一方で経常収支は3年連続のプラスを確保することができた。中期目標で掲げた財務体質の強化に向け、財務的な改善の途上にある。

[計算書類等]

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第2号議案について別資料により次のとおり説明があった。説明によると、28年度は経常増減で285万円のプラスであり、3年連

続の黒字となった。内訳は、新入会の減少により受取入会金170万円の減少、受取会費55万円の増加は、回収に努めた。国内外連携では、JWL I 2016東京サミットのマネジメントフィー374万円も単年度の黒字に寄与した。一方、27年度はマイナンバー法施行による特別セミナー十数回開催の特需により6,547万円と過去最高の収益を上げたセミナー事業は、28年度は「マイナンバー」セミナー・ゼロであり収益は下がったものの、それでも最大の事業収益源として6,162万円を確保した。機関誌事業の広告収益956万円は前年度から微増、情報公開事業も1,000万円台をキープした。また、費用では、通信運搬費がセミナーのDM等により200万、講師等に支払う諸謝金も同様に400万円増加した。なお、事業以外で大きな収益源である年会費・入会金及び一般寄付金は、公益7：法人会計3により配賦を行った。公益目的事業は433万円のマイナスであり、収支相償、公益目的事業比率、遊休財産の保有制限はいずれもクリアしている。以上であった。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(雨宮理事) 会員が減少した理由の分析はしたのか。

(太田理事長) ひと通りの分析しか行っていないが、傾向としては一般法人の退会が多い。

(金沢専務理事) 解散合併によるものがあるが、理由として多いのは財政事情等。法人の担当者が替り、当協会の会員サービスは要らない、というのが一番怖い。

(早瀬理事) 税制改正で成果を挙げたが、うまくいったプロセスは何か？ 寄附税制に関して、NPO法人の方でも特例措置での運用を考えているが、公益法人の方では議員とのやりとりが上手くいったように思える。交渉において、好感触があったならばそれを教えて欲しい。

(太田理事長) 公明党が割とよく動いてくれた。海外の非営利法人制度と比較して遅れているのはストック(資産)税制。風穴は開けたので、今後は少しずつそれを拡大したい。ぜひ日本NPOセンターと共同で動きたい。

(片山理事) 札幌に相談室を開設するとあったが、どこと提携したのか。

(金沢専務理事) 提携先は、札幌中央会計である。会計士、税理士が7～8名以上いる事務所でない、相談室が円滑に機能する見込みが少ないし、また、社会貢献を希望する専門職を見極めることが重要。札幌では全国公益法人協会が開催するセミナーには参加者が80名、公益法人協会は同20名と、集客力に差がある。これは公益法人協会の知名度が低いのか？ 実際は、会計士など専門職とのネットワークの差である。関西相談室ではグループウェアで情報を共有するなど、東京相談室と同じ品質を保つよう苦心している。

(太田理事長) 関西相談室では、公益法人協会相談室という看板を掲げている。

(金沢専務理事) 地方の相談室を担当する専門職は、面接した法人が希望すれば会計顧問契

約を獲得でき得る可能性がメリットとしてある。会計・税務以外の運営、法律の分野では、スカイプにより東京相談室がフォローすることもある。パッションを持ってやってくくださる方を発掘し、ウィン・ウィンの関係を築くということだ。

(高宮理事) 全体的な印象として、職員が一体化して良くやっている。事務局の人数が多いわけではないので、情報の透明化と共有が大組織よりやり易い筈でありそのことこそが重要だ。また、特に財務面で余裕がある経営をめざして欲しい。やるべきことも多いし、実際に多岐に活動をしている。理事長、専務理事の話で、役職員全員で一体となり努力したことは良く判り、非常に大切だと思う。現況は順調にいつているとも言えるが、一方で財務面・人材面を見ると将来はどうなるか分からないという状況でもあり、現場は必死だと思う。そうした視点からでは厳しい経営が続いている。役職員の一体感、一人ひとりが自分の役分のみならず全体のことを考えて努力すること、そのためにはより一層の情報共有、透明化、意志を結集するためのマネジメントが今後ますます重要になるのではないか。

(田中理事) 管理部門で会員向けの「『知』の交流サロン」を開催しているが、これは助成財団センターでも実現に向けて意欲はあるものの、なかなか実現できていない。参加者の固定化はあるか。

(事務局) 8割くらいである。

(田中理事) 通算開催は50回を超えたが、経営面で評価されている点は何か。

(太田理事長) 当協会を意識し、来ていただくことが肝要と考えている。毎月開催の継続には内部でも批判があったが、会員団体の関係者には専門領域で知見を持った方が非常に多い。公益法人協会を意識してもらい、実に多様な活動を行っている会員の専門的な領域と交流するということが、その超専門家の話を聞くことが大切であり、長続きしている要因である。毎回ほぼ、定員に近い人数が集まっている。

(山岡理事) 「情報公開等共同サイト」は、解約が増えているようだ。収支はいいが、戦略はどうか。非常に良いシステムだと思うが、ユーザ団体が広がらない原因は何か。

(太田理事長) 小規模法人が多いということ、自分のホームページを持つところが多くなったことが減少の大きな理由。利用者数を増やすのはなかなか難しい。今後はNOPODASとうまくリンクし、データベースの中に組み込んでいくことも考えられる。

(高宮理事) 数年前に比べると、機関誌広告収益が減少、一千万円を切っている。どのように考えているのか。

(太田理事長) 広告スペースの切売りも含め、企画提案を始めている。減少の理由は、かつて広告を出してくれた金融機関の減少が一因である。

(高宮理事) 今後は増えるのでは?という印象もあるが。

(金沢専務理事) 会員団体の事業PRとしての媒体として、月刊誌広告の場を売り込むというプランもある。

(太田理事長) 企業に対しては、CSRをアピールする記事広告も考えられる。

審議の結果、第1号議案、第2号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「特定費用準備資金の新たな対応」の件(決議事項)

太田理事長より、平成27年12月9日開催の第33回理事会において、特定費用準備資金「財政基盤安定化基金」として第1回目の815万円の積立てにつき決議されたが、その後、内閣府及び監事より本基金について使用事業が特定されていないこと、赤字が発生した場合に取崩すとし、使用時期が記載されていないことなど、特定費用準備資金として適正性に欠ける旨指摘があり、対応を迫られていることが説明された。

第3号議案に関連して、次の意見があった。

(太田理事長) 本特定費用準備資金はいったん全額取り崩して解消し、平成28年年度決算における公益目的事業会計の経常損失に充当し、残額は平成29年度の公益目的事業の費用に充当することとしたい。

(雨宮理事) 剰余金を特定費用準備資金として積み立て、困った時に自由に取崩すことは収支相償の脱法行為である。いつの時点でいくら使うという計画が明確でないと特定費用準備資金として設定することは現在できない。設定後、もし予定どおりいかなければ計画は後からの修正は可能だ。今回は剰余金として処理するのが正しいと思う。

(金沢専務理事) 誤解されている方もいるかも知れないが、特定費用準備資金というものは赤字になったからそれを補てんするという概念は全くない。そのかわり特費の要件を満たす形で事業を特定すれば、収支の変動に備えて積むことができるというものである。

(中田監事) もともと特費は将来の特定の費用に充てるということで、かなりきつめの運用がされてきた。したがって特費は使いにくいというのが当時の実感だった。平成26年当時は、運用益がかなり出た時期で、これは将来に備えとっておきたいという声が大きかった。ちょうど内閣府会計研究会が第1期目の時で、法人の皆さんの声をきいて何とかそういう要望を取り入れたい、そのためにはどういう方法があるかということを検討した。その時2つの方法があって、一つは、まさに財政安定化基金で、目的なく積むことを許容するもの。もう一つは、過去の赤字への充当を許容するものだった。財政安定化基金だが、目的なく積むというのは、遊休財産の控除対象財産が法律で厳しく決められているが、それに該当せず、目的の定めもないとすれば、法律で認められないものを許すことになってしまう。よってこれは認められないということになった。

過去の赤字に充てるというのは、公益目的事業を赤字にするということで、公益目的事業非課税が認められた経緯がある。ということは公益目的事業は絶対に収支相償でなければいけない。黒字がでたらそれを過去の赤字にあてることができるということにしてしまうと、収支相償のルールが崩れてしまう。会計のルールを変えることによって、公益目的事業非課税を覆すわけにいかない。このようなことで過去の赤字には充てることはできないという結論になった。

そこで考えたのが、もともとFAQには、将来の特定の費用に充てるほかに、将来の収支の変動にあてるということもあるので、将来予想される赤字というものについては柔軟に考えていこうということになった。この会計研究会の結論を受け、内閣府も

将来の収支の変動に備える特費については柔軟に対応するようになった。

ただ将来の収支の変動に備えてというのは、漠然と積むことができるというものではない。確かにいつ赤字が出るかということは予測がつかないところがある。それでも、さっき公法協の収支変動推移の報告があったが、例えば3年に1回赤字になる傾向にある、ということを合理的に説明して特費を積みばいいということ。ここまで内閣府の対応が柔軟になったのだから、それに反対するかのように訳の分からない財政基盤安定化基金を積むのではなく、法律の枠組みの中で対処してくださいということだとご理解いただければと思う。

(金沢専務理事) 収支の変動に備えて使えるといっても、特定費用準備資金のもともとの5要件を満たす限りにおいて認められるということだと考える。

(中田監事) そのとおり。

(金沢専務理事) 本基金の積立額815万をどう処理するのか。そもそも特費として積み方を誤って処理していた、理事会がそれを認めたという問題がある。したがって、それを訂正すべく、本基金の積立額815万円は全額取り崩して、新たに剰余金とする処理をとりたい。そのようにすることで、平成28年度定期提出書類の別表A(1)の収支相償の計算では、特費の取崩し分として815万が計上され、28年度の公益目的事業の収支差額として発生した赤字433万が差し引かれ、残りの剰余金は382万となる。この剰余金をどうするかということはこの理事会で決めないといけない。案としては2通り考えられ、一つは、平成29年度は公益目的事業は赤字見込みが強いと思われるので、この剰余金382万円はこのまま剰余金としておいて自動的に消滅させるという案と、もう一つは、この剰余金382万円を新たに特定費用準備資金として積むという案である。執行部が申し上げたいのは、剰余金のままにしておいて29年度の公益目的事業の費用に充てるといっていかかでしょうかということである。

(平川監事) この特費の積立が終わるのが平成35年ということになっているが、特定費用準備資金等取扱規則の廃止は必要でないのか。

(鈴木専務理事) 規則は規則でこのまま残る。廃止する必要はない。今回はこの「財政基盤安定化基金」という特費は終了するという。当協会の特費規則自体がなくなるといったことではない。

(中田監事) 今回のこの特費の要綱が終了ということであって、内部規程としての特費の規則がなくなるわけではない。

(平川監事) 平成27年12月9日に決議した、このファンドがもうなくなるということなのか。内部規程としての規則はまだあって、今後、積むこともあるということか。

(鈴木専務理事) ご理解のとおりである。

(太田理事長) では平成27年12月9日にご承認いただいた特定費用準備資金については、積立残高815万余を全額取り崩し、そのうち約433万を平成28年度の赤字に充当し、残りの約382万円は平成29年度の公益目的事業に充当する。したがって、本特定費用準備資金「財政基盤安定化基金」は解消させていただくということでご理解いただければと思う。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「『定時評議員会に提出する役員等候補者名簿』の承認」の件(承認事項)

太田理事長より、理事、監事及び評議員の状況とともに、5月25日に開催した役員等候補選出委員会が決議した役員等の選出案について、具体的な理由等とともに、ご異議なければ同選出委員会の候補者名簿として評議員会に提出する旨の議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「『平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金』追加配分の承認」の件(承認事項)

太田理事長より、昨年9月に開催した第37回理事会の決議をもって、同応援基金から熊本地震の被災地で支援活動を行う17団体へ合わせて851万9,750円の配分助成を行ったが、目論見書(募集要項)による募金の期限である本年3月末までに、56万円の新たな寄附があったので、追加配分を資料の1件に対して行うことにつきご審議願いたい旨の議案説明があり、審議を経て、原案どおり1団体へ56万13円の配分を行うことを出席理事全員一致で可決した。

第6号議案「個人情報保護法完全施行に係る関係規程等の改定」の件(決議事項)

鈴木専務理事より、今回改定を審議いただく内部規程等は、「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報等管理規程」及び「公益財団法人公益法人協会が業務上保有する個人情報の利用目的」であり、いずれも5月30日に完全施行された個人情報保護法の改正によるものであること、内容の具体的な説明とともに、施行日は顧問弁護士の意見もあり法律の改正施行日に遡及適用したいこと、また、理事長決裁による管理細則については、9月の理事会にて報告したい旨の議案説明があった。

第6号議案に関連して、次の意見があった。

(平川監事)「基本方針」の具体的な情報項目は、どこに挙げているのか。

(鈴木専務理事)「公益財団法人公益法人協会が業務上保有する個人情報の利用目的」に列挙している。

(平川監事)利用目的の範囲内で使用するとあるが、基本方針で盛り込む必要はないか。

(鈴木専務理事)個人情報であっても氏名だけの役員名簿など、本人に断りなく公表してもよいものがある。

(田中理事)このテーマで、研修会を行う予定はあるか。

(鈴木専務理事)従業員向けには7月に社内研修を予定している。セミナー事業としては、法人の個人情報への関与の度合いに大小の幅があるので、標準的なものは難しいと思う。「マイナンバー」セミナーでは社会保険労務士が講師を務めているが、法律の改正自体に関しては、個人情報保護委員会の役人が説明しており、本件についても公的機関の関係者が適切ではないだろうか。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第7号議案「定時評議員会に提出する『役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程』の改定案の承認」の件(承認事項)

鈴木専務理事より、同規程第7条で役員退職慰労金の算定対象期間(上限8年間)を定めているが、就任期間が8年を超える場合、就任からの8年間に固定されており、報酬額の変動に対応していない。就任期間のうち任意の連続する8年間を選択できるように改定することが今回の趣旨であり、施行日は評議員会の決議があった日からとする旨の議案説明があった。

第7号議案に関連して、次の意見があった。

(早瀬理事) 退職する直前の8年間、金額という書き方ではどうか。

(鈴木専務理事) 具体的には、職位や勤務日数の変動により月報酬額の上げ下げが生ずる。

就任して数年ごとに報酬額が上がることもあれば、最後の数年間は勤務日数の減少により下がることもある。したがって、ご提案の書き方では計算結果が異なってくる。

ただ、最終的な金額は理事会の承認が必要なので、そこで調整されることとなる。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第8号議案「定時評議員会の目的事項の変更」の件(決議事項)

鈴木専務理事より、本年3月に開催された第39回理事会で決議を受けた定時評議員会(第20回評議員会)の目的事項に、本理事会第7号議案で決議を受けた、役員報酬規程の改定に係る議案を追加したい旨議案説明があり、審議を経て原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下①～⑦の項目につき、理事長より報告があった。

① 「公益目的事業に係る変更認定・変更届出に関する要望書」

公益認定法施行規則第7条3号の改正等に関する要望書を、5月29日付で内閣府公益認定等委員会委員長宛てに提出した。

② 「休眠預金活用制度」への対応

公益法人には休眠預金はNPO法人等が対象であり、自分たちは関係ないと考えているところがあり、多くは無関心である。PRのためアンケートを実施し、周知のためのセミナーを開催したい。

③ 「資産運用アンケート」結果の意見等

同アンケートの結果がまとまったので、近々報告書として刊行する予定である。

④ 平成29年度 内閣府委託相談会事業の落札

本年も競争入札に応札、強力な競合相手がいたものの8年連続で落札することができた。

⑤ 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況

大口の会員2財団をはじめ、(公社)成年後見センター・リーガルサポート等の寄附による残額がある。本年度も配分委員会により支援先を定め、理事会で承認いただきたい。

⑥ 第8回東アジア市民社会フォーラム

日・中・韓3か国による標記イベントを8月下旬、本年は韓国・慶州で開催する。テーマは「被災地におけるまちづくり・コミュニティ再生」。ご関心の向きはぜひご参加いた

だきたい。

⑦ 「ドイツの企業財団と信託」セミナー

助成財団センターとの共催により6月14日、独・ミュンスター大学のゼンガー教授によるセミナーを当協会会議室で開催する。こちらもお時間があればご参加を検討いただきたい。

⑧ その他報告

上記以外の職務執行の項目について、別添の配布資料をもとに代表理事及び業務執行理事より報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時20分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成29年8月8日

代表理事

太田 達男



代表理事

金沢 俊弘



監 事

谷村 啓



監 事

中田 ちず子



監 事

平川 純子

